

ID: 5438

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	既存建築物の増築等に係る全体計画の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 86 条の 8 第 1 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 3 条（適用の除外）、第 86 条の 8（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）の規定による			
標準処理期間	35 日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日